

令和4年4月19日

保護者様

京丹後市教育委員会

新型コロナウイルスに感染した児童生徒等が確認された場合の 基本的な対応について

平素は本市教育活動に対し、多大なるご理解とご支援をいただき誠にありがとうございます。

さて、現在のオミクロン株が主流の間の自宅待機期間等の対応が変わりました。それにともない、新型コロナウイルスに感染した在籍児童生徒等が確認された場合の本市における基本的な対応を以下にまとめました。

学級閉鎖期間中はご家庭にもご負担をおかけする部分がありますが、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 感染者及び濃厚接触者の自宅待機期間について

(1) 感染者の自宅待機期間

- ①有症状の方は、発症日から10日間
- ②無症状の方は、検査日から7日間。但し、10日間目までは健康観察を行う。

(2) 濃厚接触者の自宅待機期間

- ①PCR検査又は抗原検査（キット）を行わない場合
最終接触日から7日間は不要不急の外出自粛。8日目より解除される。
- ②PCR検査又は抗原検査（キット）を行った場合
最終接触日から3日間は不要不急の外出自粛。4日目と5日目に検査を実施し、2回ともに陰性であった場合は、5日目より解除される。

2 学級閉鎖等について

(1) 原則、次のとおり、同一学級内の感染者（感染可能期間の登校がある者）等が確認された場合、学級閉鎖を実施します。

- ①感染可能期間に接触がある児童生徒の感染が2名以上同一日に確認された場合（ただし、感染経路が共に家庭内感染が疑われる場合は除く。）
- ②児童生徒の感染が1名確認され、その時点で、感染可能期間に登校している他の児童生徒等に風邪症状で欠席している者が複数名いる場合。
- ③児童生徒の感染が1名確認され、感染可能期間に登校している該当児童生徒で、感染者の最終登校日翌日から5日以内に風邪症状等が生じ、その後感染が確認された場合（ただし、感染経路が共に家庭内感染が疑われる場合は除く。）

(2) 学級閉鎖を実施する場合、その期間は「感染者のうち、最終登校日が遅い方の感染者の、最終登校日の翌日から起算し、原則、3日間以上」とします。